

第7章 計画の推進方策

- 1 計画の推進管理
- 2 計画の推進体制

第7章 計画の推進方策

1 計画の推進管理

目標の達成状況を定量的に把握するため、成果指標を設定します。(目標値については、直近5年の実績や進捗状況等のほか、今後の見込みを勘案し設定)

(1) 成果指標一覧

目標	番号	成果指標	基準値 (実績値)	目標値 (R12)	新規 /継続	全国計画 同一 /独自
【1】	①	ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合	8.9% (R2)	14%	継続	道独自
【2】	②	子育て支援に配慮した公営住宅等を供給している市町村数の割合	37.9% (R2)	54%	継続	道独自
	③	高齢者(65歳以上)が居住する住宅のうちバリアフリー対策をしている住宅の割合	60% (H30)	66%	新規	道独自
【3】	④	市町村住生活基本計画(市町村住宅マスタープラン等を含む)を定めた市町村数	65% (R2)	70%	新規	道独自
【4】	⑤	新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	90.6% (R2)	95%以上	継続	道独自
【5】	⑥	まちなか居住の位置づけとして整備する公営住宅ストック数	5,935戸 (R2)	8,500戸	継続	道独自
【6】	⑦	地域拠点施設等を併設している公営住宅団地の戸数	7,355戸 (R2)	8,000戸	継続	道独自
【7】	⑧	省エネ基準に適合する住宅ストックの割合	19% (H30)	40%	継続	道独自
【8】	⑨	居住目的のない空き家数	16万戸 (H30)	18万戸程度に抑える	新規	全国計画 と同一
【9】	⑩	北方型住宅技術講習会の受講者数	- (R2)	延べ 5,000人	新規	道独自

(2) 成果指標の考え方

それぞれの成果指標について、指標と目標値の考え方を示します。

目標【1】 安定した暮らしにつながる住まいの確保

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
①	ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合	8.9% (R2)	14%

指標について

高齢者や障がい者等、誰もが安全で生きがいを感じ住み続けられる住生活の実現には、車いすの使用や介護のしやすさ等にも配慮した、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅が求められていることから、その整備状況を示す指標として設定します。

目標値について

道と市町村はユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を進めていることから、その戸数について、全道の公営住宅に占める割合の目標値を14%に設定します。

目標【2】 子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
②	子育てに配慮した公営住宅等を供給している市町村数の割合	37.9% (R2)	54%

指標について

子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現には、子育てに配慮した公営住宅の供給や子育て世帯の優先入居、子育て支援サービスの提供促進等が求められることから、これらを実施する市町村の状況を示す指標として設定します。

目標値について

道内市町村は子育てに配慮した公営住宅等の供給を進めていることから、その市町村数について、全道市町村に占める割合の目標値を54%に設定します。

目標【2】 子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
③	高齢者(65歳以上)が居住する住宅のうちバリアフリー対策をしている住宅の割合	60% (H30)	66%

指標について

高齢者が自立して暮らし続けられる住まいの実現にあたり、家庭内における不慮の事故の発生抑制等を図るため指標を設定します。

目標値について

住宅ストックにおけるバリアフリー化率は増加傾向であるが、今後も既存住宅のバリアフリー改修の促進を図ることから、目標値を66%に設定します。

目標【3】 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
④	市町村住生活基本計画(市町村住宅マスタープラン等を含む)を定めた市町村数	65% (R2)	70%

指標について

豊かな暮らしの実現には、多様な居住者への情報提供が求められています。その情報提供の一つとして、どのような施策に注力しているか等を示す市町村住生活基本計画(市町村住宅マスタープラン等を含む)が必要です。その策定状況を示す指標として設定します。

目標値について

計画策定している道内市町村の割合は全国的にも高く、地域特性に応じたきめ細やかな施策を進めていることから、その市町村数について、道内市町村に占める割合の目標値を70%に設定します。

目標【4】 安全安心で災害に強い住生活の実現

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
⑤	新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	90.6% (R2)	95%以上

指標について

大規模地震発生時の人命や財産への被害軽減を図るため、住宅の耐震化を促進することが求められていることから、耐震性を有する住宅ストックの状況を示す指標として設定します。

目標値について

道内の住宅ストックの耐震化率は9割を超え、住宅の耐震化促進を進めていることから、耐震性を有する住宅ストックの割合の目標量を95%以上に設定します。

目標【5】 持続可能でにぎわいのある住環境の形成

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
⑥	まちなか居住の位置づけとして整備する公営住宅ストック数	5,935戸 (R2)	8,500戸

指標について

人口減少が進む中、持続可能でにぎわいのある住環境の形成を図るには、居住誘導地域等への公営住宅の整備や移転集約等によるコンパクトなまちづくりが求められることから、まちなか居住として整備する公営住宅ストック数の状況を示す指標として設定します。

目標値について

地域の活性化に寄与するまちなか居住の促進や郊外に立地する公営住宅の集約を進めていることから、それらの公営住宅ストック数の目標値を8,500戸に設定します。

目標【6】 つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
⑦	地域拠点施設等を併設している公営住宅団地の戸数	7,355戸 (R2)	8,000戸

指標について

公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から地域拠点施設(高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設)の併設を進めていくことが求められていることから、地域拠点施設等を併設している公営住宅団地の状況を示す指標として設定します。

目標値について

公営住宅団地において、地域交流や生活支援を促す地域拠点施設の併設を進めていることから、それらの公営住宅団地の戸数の目標値を8,000戸に設定します。

目標【7】 脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
⑧	省エネ基準に適合する住宅ストックの割合	19% (H30)	40%

指標について

2050年のゼロカーボン北海道の実現には、住宅分野における省エネ性能の確保が重要であることから、住宅ストックの省エネ性能の状況を示す指標として設定します。

目標値について

令和7(2025)年度に予定されている新築住宅の省エネ基準への適合義務化を踏まえ、省エネ性能の向上を図る取組を促進することから、目標値を40%に設定します。

なお、北海道地球温暖化対策推進計画等に変更があった場合、目標値を変更することがあります。

目標【8】 地域の活性化につながる空き家の解消

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
⑨	居住目的のない空き家数	16万戸 (H30)	18万戸程度 に抑える

指標について

空き家対策に資する取組の効果を示す指標として、全国計画に即して設定します。

目標値について

住宅・土地統計調査における空き家数のうち、「その他の空き家」の数をもって確認します。住宅総数のうち「その他の空き家」が占める割合は、全国とほぼ同率となっています。

目標値については、全国計画に即して18万戸程度に設定します。

目標【9】 活力ある住生活関連産業の振興

番号	成果指標	基準値(実績値)	目標値
⑩	北方型住宅技術講習会の受講者数	— (R2)	延べ5,000 人

指標について

住宅建設に携わる技術者の専門知識の習得や技術力の向上により良質な住宅ストックの形成を図ることを目的に、例年実施している北方型住宅技術講習会の受講者数を指標に設定します。

目標値について

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、高い省エネ性能を有する住宅の建設に必要な専門的知識を持つ人材の育成を促進するため、目標値を延べ5,000人に設定します。

2 計画の推進体制

地域に応じた住宅施策の推進に努めるため、令和3(2021)年5月に設立したほっかいどう安心住まいづくりネットワークを活用し、住まいやまちづくりに関する情報交換や仕組みづくり、国への要望活動等に取り組みます。

(1) ほっかいどう安心住まいづくりネットワーク

背景と目的

道では、住宅施策の推進に向けて、関連する協議会等を分野ごと個別に設置し、市町村をはじめ、住宅建築団体や不動産団体、居住支援団体等とともに、会議や研修会等を通して、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、住まいづくりの課題は多岐に渡り、北海道の住宅建築物に対する知見の蓄積やその時々の道民ニーズの的確な把握、さらには多様な分野との連携が必要となっています。

このようなことから、各分野を包含した新たな組織として、「ほっかいどう安心住まいづくりネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設立し、住宅・建築行政と民間住宅関連団体の公民連携の下で、北海道住生活基本計画に基づく住宅施策の推進に総合的かつ一体的に取り組みます。

事業

住まいづくり全般に関わる事業

- ・住宅政策に関する国との調整・協議
- ・住まいづくりに関わるイベントの実施
- ・その他住まいづくりに関わる必要な事業

専門部会

公的賃貸住宅部会

北海道地域住宅協議会

(総合)振興局地域住宅協議会

居住支援部会

北海道居住支援協議会

民間住宅部会

民間住宅施策推進会議

空き家対策部会

空き家対策等連絡会議

構成員

【役員】

- 代表：公的賃貸住宅部会会長
(北海道地域住宅協議会会長)
- 副代表：公的賃貸住宅部会副会長
(北海道地域住宅協議会副会長)

【オブザーバー】(国の機関)

- ・国土交通省北海道開発局
- ・厚生労働省北海道厚生局
- ・札幌法務局

【事務局】

- ・北海道建設部住宅局住宅課
- ・ // 建築指導課
- ・(一財)北海道建築指導センター

(2) 北海道地域住宅協議会

背景と目的

北海道における住宅施策の積極的な推進を図ることを目的として、北海道地域住宅協議会を平成21年5月に設置しました。本協議会は、公的賃貸住宅等を基点に、様々な住宅施策に関する情報交換や国への要望活動等を行います。また、14振興局においても協議会を開催し、地域に応じた住宅施策の円滑な推進を図ります。

事業

- ・地域住宅計画及び地域住宅交付金制度全般に係る情報提供及び意見・情報交換
- ・住宅施策に関する国への要望
- ・市町村職員をはじめとする住宅施策に携わる職員の研鑽
- ・構成員の市町村が整備した公的賃貸住宅団地に対する表彰
- ・地域における住宅施策の推進に資する事業

構成員

北海道、全道市町村、独立行政法人都市再生機構、北海道住宅供給公社
(準構成員:地方独立行政法人北海道立総合研究機構)

(3) 北海道居住支援協議会

背景と目的

北海道居住支援協議会は、本道における豊かで住みやすい地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的として、平成23年2月に設立した組織です。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会として、高齢者、障がい者その他住宅の確保に特に配慮が必要な方(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために必要となる取組や措置等について、情報共有や協議等を行っています。

事業

- ・住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅に関する情報の共有
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や民間賃貸住宅の賃貸人及び管理事業者等の不安軽減等のための居住支援の方策の検討
- ・各構成員が実施する施策や事業等の連携

構成員

北海道、市町村、関係事業者団体、居住支援団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、市町村居住支援協議会、消費者関係団体及びオブザーバーとして関係省庁出先機関

(4) 民間住宅施策推進会議

背景と目的

民間住宅施策推進会議は平成31年2月に設置し、北海道の気候風土に根ざした質の高い住宅である「北方型住宅」の取組を進めるとともに、これを支える仕組みである「きた住まいる制度」の普及推進等、地域の住宅事業者による地域における良質な住まいづくりに向け、道の民間住宅施策について広く意見交換を行うことを目的に開催しています。

事業

- ・「北方型住宅」及び「きた住まいる制度」の普及推進
- ・北海道が進める民間住宅施策に関する意見交換
- ・民間住宅施策に関する情報共有

構成員

北海道、学識経験者、有識者、きた住まいるメンバー代表者、住宅事業関係団体、国、（共同事務局：地方独立行政法人北海道立総合研究機構）

(5) 空き家対策等連絡会議

背景と目的

空き家対策等連絡会議は平成27年10月から、空き家対策に関する各種の取組事例や制度等について、情報共有と意見交換を図ることを目的として、市町村や宅地建物取引業協会等の関係団体を参集して開催しています。

当会議は、空き家等対策に関する事例等の情報の共有を図る場として重要な役割を担っています。

事業

- ・空き家対策に係る国の政策や他県の事例等の情報提供
- ・市町村と関係団体間における連携強化のための意見・情報交換

構成員

北海道、全道市町村、関係団体、国

